「障害支援区分認定調査業務」提案説明書

１　業務名

　　障害支援区分認定調査業務

２　業務目的

　　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第20条第２項の規定に基づき、障害福祉サービスの利用の際には、その障がい者に必要とされる標準的な支援の度合いを示す、障害支援区分の認定が必要な場合があり、認定にあたっては、公平性と客観性の観点から、全国一律の基準に基づき、本人の生活状況や身体状況などの調査（障害支援区分認定調査（以下「認定調査」という。））を行う必要がある。

　　本業務は、調査対象者に必要とされる支援の度合いを適正に評価し、障害支援区分の認定に関する業務を円滑に遂行することを目的とする。

３　業務内容及び委託見込件数

　別添の業務仕様書（案）のとおり。

　なお、契約時の業務仕様書については、業務仕様書（案）の内容を基本としつつ、企画提案の内容を踏まえ、札幌市との協議により決定するものとする。

４　提案を求める事項

　⑴　本業務の取組方針

　　　本業務を実施する上での基本的な考え方や取組方針を提案すること。

　⑵　一定の水準で、認定調査業務を遂行するための業務体制及び教育体制等

　　　認定調査員は、保健、医療、福祉に関しての専門的な知識を有した上で、調査対象者に必要とされる支援の度合いを適正に評価するとともに、認定調査票の特記事項には、調査対象者に必要とされる支援の度合いを理解する上で必要な情報をわかりやすく記載することが求められるが、これを実現するために、どのような人材を配置予定であるか、配置人員に対し、どのような教育を行うかなど、本業務を一定の水準で遂行するための業務体制・教育体制について、具体的に提案すること。

　　　また、認定調査実施時の対応や認定調査票等の作成等、認定調査業務の精度向上のための取組についても提案すること。

⑶　認定調査票等の提出までにかかる標準処理日数等

　　　区保健福祉課より、認定調査の依頼を受けてから、認定調査票等の提出まで（業務仕様書（案）　５「業務内容」⑴～⑸）に要する標準的な処理日数について、提案すること。また、区保健福祉課から認定調査票等の記載事項に関する疑義照会を行った際に、回答までに要する標準的な処理日数について提案すること。

⑷　認定調査票等を適正かつ迅速に提出するための方法

　　　４⑶で提案された処理日数内で、認定調査票等を適正かつ迅速に提出するための方法と対策について、具体的な方法等を提案すること。

　⑸　苦情・事故発生時の対応

　　　日頃から、苦情や事故が発生しないような取組について提案すること。また、苦情や事故が発生した際の対処方法について、提案すること。

　⑹　個人情報保護、秘密保持及び情報漏洩に対する対策

　　　本業務の履行にあたり知り得た個人情報の保護、秘密保持及び情報漏洩に対する対策を確実に行うための体制や方法について、提案すること。

⑺　契約終了時における新受託者への円滑な業務の引継ぎ

　　　契約終了時における新受託者への円滑な業務の引継ぎについての考え方と具体的な方策を提案すること。

⑻　認定調査の実施計画

本業務を履行するにあたっての、業務スケジュール（契約日～履行期間開始前まで及び履行開始日～履行期間終了日まで）及びこのスケジュール通りに業務を進めるための人員体制について示すこと。また、令和４年４月から令和５年３月までの期間について、各月ごとにおける、認定調査の標準的な処理可能件数を示すとともに、年間の処理可能件数を示すこと。

⑼　提案内容に対する、見積金額の妥当性

　　　見積金額の妥当性を判断するため、見積金額の総額とその内訳について提案すること。

５　契約の概要

　⑴　契約方法

　　　公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

　⑵　履行期間

令和４年４月１日から令和５年３月31日

　⑶　予算規模

　　　38,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

　　※　この金額は、予算規模を示すものであり、この金額の支払を保証するものではない。

　　※　令和４年度予算の成立を条件とするため、当該事業に関する予算額が、減額等となった場合は、契約内容の変更又は契約を解除する場合がある。

　⑷　委託費の支払に関する基本的な考え方

　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、外出自粛等により面接が困難である等の理由で、認定調査が行えず、実際の委託件数が、業務仕様書（案）「４⑵の委託見込件数」よりも少なくなる可能性がある。このため、委託料については、原則、管理者等の人件費、家賃及び光熱水費等に相当する定額部分の設定と、市内・市外の区分ごとに調査費用の単価の設定を行い、定額部分については、定額で支払を行い、調査費用については、調査件数に応じて、支払を行うこととする。

※　４－⑼で提案があった、見積金額（定額部分・調査費用（市内・市外））が、妥当でないと判断されるような場合は、契約前に、当該見積金額について、協議を行う場合がある。

６　参加資格要件

　　下記の要件を全て満たすこと。

⑴　企画競争参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）の提出期限

において、法第20条第２項に規定する厚生労働省令で定める者のうち、

以下のいずれかに該当する者（令和３年度中に要件を満たす予定の者を含

む）。

ア　法施行規則第９条第２項に規定する者

イ　法施行規則第９条第３項に規定する者であって、直近３年（令和元年度から令和３年度）の間に、政令指定都市又は中核市において、本業務の類似業務（障害支援区分認定調査、要介護認定調査、その他障がいのある方の心身の状況等に関する調査を行う業務）の実績がある者。

⑵　参加意向申出書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。また、同名簿に登録がない場合は下記ア～オのいずれにも該当しないこと。

ア　特別な理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

　(ｱ)　契約を締結する能力を有しない者

(ｲ)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(ｳ)　役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

(ｴ)　暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ｵ)　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(ｶ)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(ｷ)　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

イ　札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、３年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く）

(ｱ)　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(ｲ)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ｳ)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ｴ)　地方自治法第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(ｵ)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ｶ)　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(ｷ)　競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ　直前１期の決算（当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前２期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者

エ　不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、２年を経過しない者

オ　市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

⑶　同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

⑷　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

⑸　札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年４月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

７　参加手続きに関する事項

　⑴　提出書類

　　　下表の提出書類について、提出期限までに提出すること。なお、オ～コは、札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されていない場合にのみ提出が必要である。また、カ、ケ及びコは、参加意向申出書の提出日から３ヶ月以内に発行されたものに限る（写しでも可）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 部数 | 備考 |
| ア　参加意向申出書 | １ |  |
| イ　企画提案書 | 10 | ・原本での提出に加え、電子メール又はＣＤ・ＤＶＤにより電子データを提出すること  ・「４　提案を求める事項⑴～⑻」について、各項目ごとに提案を行うこと。  ・様式は自由とするが、A4判で15ページ以内（表紙及び目次を除く）とし、ページの通し番号を付すること。  ・「４　提案を求める事項⑼」については、指定の参考見積書を使用し、提案を行うこと。  ・難解な表現は避け、わかりやすい説明に努めること。 |
| ウ　実績調書 | １ | ・指定の様式により、令和元年度～３年度における、本業務の類似業務の概要とその実績について記載すること。  ・令和３年度実績は見込で構わない。  ・実績がない年度は空白で構いません。 |
| エ　法施行規則第９条第２項もしくは第３項に規定する者であることがわかる書類又は誓約書 | １ | ・参加意向申出書の提出日時点で、法施行規則第９条第２項又は第３項の要件に該当していない場合は、令和３年度中にこれらの要件を満たす旨の誓約書を提出すること。 |
| オ　申出書 | １ |  |
| カ　登記事項証明書 | １ | ・現在事項又は履行事項全部証明書を提出すること。 |
| キ　賃借対照表 | １ | ・直前２期分を提出すること。 |
| ク　損益計算書 | １ | ・直前２期分を提出すること。 |
| ケ　納税証明書  　（市区町村税） | １ | ・本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの。 |
| コ　納税証明書  （消費税・地方消費税） | １ | ・未納がない旨の証明書を提出すること。 |

⑵　提出方法等

ア　提出方法：郵送又は持参による

イ　提出先：〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課給付管理係

⑶　提出期限

　　　令和３年11月２日（火）17：00【必着】

　⑷　提出書類の入手方法

　　　様式については、札幌市公式ホームページにて、取得が可能。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keiyakujoho/kikakukyoso/syogaishiennkubunn_ninnteityousa.html>

⑸　質問の受付及び回答

　参加にあたり質問がある場合は、要旨を簡潔にまとめ、受付期限までに下記メールアドレスへ電子メールで送付すること（メールの件名は「障害支援区分認定調査業務に関する質問」とすること）。なお、回答は、質問者に対して個別に行うほか、広く周知すべきと判断されるものについては、札幌市ホームページにて公開する。

【送付先メールアドレス：[sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp](mailto:sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp)】

⑹　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 手続き | 日程 |
| ア　公募開始 | 令和３年10月11日（月） |
| イ　質問票の受付期限 | 令和３年10月20日（水）17時 |
| ウ　参加意向申出書等の提出期限 | 令和３年11月 ２日（火）17時 |
| エ　一次審査（書類審査） | 令和３年11月 ８日（月） |
| オ　最終審査（ヒアリング審査） | 令和３年11月12日（金） |
| カ　契約締結 | 令和３年11月下旬予定 |

８　選定方法

　　企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる、「障害支援区分認定調査業務」企画競争実施委員会において、「９　評価基準」により、⑴、⑵のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

　⑴　参加資格の確認及び一次審査

ア　参加資格については、「６　参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ　一次審査については、提出された企画提案書等により、評価基準に基づき、書類審査を行う。

ウ　参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。（一次審査の通過者数は５者程度とする。）

　　なお、企画提案者が５者を超えない場合は、一次審査は行わない。

⑵　最終審査

ア　一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。

　　イ　出席者は、企画提案書の作成に関与された方で、事業責任者となる予定の方、又は実務に関わる方とし、最大３名とする。

ウ　持ち時間は、提案説明15分、質疑応答10分とする。なお、説明の際、プロジェクター・スクリーン等の使用は認めない。

エ　ヒアリングは、事前に提出している企画提案書に基づき行うこととし、資料の追加は認めない。

オ　原則、札幌市役所本庁舎において、対面によるヒアリングを想定しているが、状況に応じてオンラインにおけるヒアリングにより最終審査とする場合もある。審査方法等については、別途、企画提案者に通知する。

カ　最終審査の結果は、速やかに企画提案者全員に対し、書面により通知する。なお、最終審査の結果に関する質問については、「14 問い合わせ先」において、受け付ける。

　⑶　契約の相手方について

　　ア　契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により、行うことを原則とする。

　　イ　選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ　企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ　契約内容は、企画提案の内容を基本とし、選定後に札幌市との協議により決定するものとする。なお、協議により企画提案内容を一部変更したうえで、契約を行うことがある。

９　評価基準

⑴　次表に示す評価項目による総合点数方式とし、企画競争実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に委託候補者とする。なお、合計点数が同点の場合は、企画競争実施委員会で協議の上、選定するものとする。

【評価基準表】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
| 本業務の取組方針 | ・本業務の内容や目的等、認定調査の実施に係る基本的な考え方を理解しているか。 | 10 |
| 一定の水準で、認定調査業務を遂行するための業務体制及び教育体制等 | ・認定調査時の適切な接遇及び障がい特性等にも配慮した対応が可能な人材が配置される提案となっているか、又は当該対応が可能な教育体制が構築される提案となっているか。  ・支援の度合いの適正な評価や特記事項に必要な情報をわかりやすく記載するなど、受託当初から、一定の水準で認定調査業務を遂行するための業務体制・教育体制が具体的に提案されているか。  ・調査員によって、認定調査及び認定調査票等の作成に関する質にムラが出ないよう、調査員の習熟度に合わせた教育体制が提案されているか。  ・認定調査業務の精度向上のための取組が具体的に提案されているか。 | 25 |
| 認定調査票等の提出までにかかる標準処理日数等 | ・認定調査票等の提出までにかかる日数について、区保健福祉課において、障害支援区分認定の円滑な認定が行えるような、処理期間となっているか。  ・区保健福祉課からの認定調査票等の記載事項に関する疑義照会に対する対応は、迅速であるか。 | 10 |
| 認定調査票等を適正かつ迅速に提出するための方法 | ・認定調査票等を不備（判断基準の矛盾、チェックミス、誤字脱字等）なく作成するための、チェック体制や対策について、具体的に提案されているか。  ・認定調査票等を迅速に提出するための方法と対策について、具体的に提案されているか。 | 15 |
| 苦情・事故発  生時の対応 | ・苦情等の発生防止策について、日頃から、苦情や事故が発生しないような提案となっているか。  ・苦情や事故が発生した際の対応について、迅速かつ丁寧な対応が取れる提案となっているか。  ・苦情等発生後の再発防止策について、再発防止が担保されるような提案となっているか。 | 5 |
| 個人情報保護、秘密保持及び情報漏洩に対する対策 | ・委託者への書類の送付時や調査実施時等において、個人情報保護、秘密保持及び情報漏洩の防止を担保できるような提案となっているか。 | 5 |
| 契約終了時における新受託者への円滑な業務の引継ぎ | ・「業務引継書」に記載する項目ついて、新受託者へ円滑に業務引継ぎが行えるような提案となっているか。  ・その他、業務マニュアルの作成等、円滑に業務引継ぎが行えるような提案となっているか。 | 5 |
| 認定調査の実施計画 | ・本業務を履行するにあたり、提案された内容を着実に履行できるようなスケジュール及び人員体制となっているか。  ・業務仕様書（案）「４⑵の委託見込件数」に記載している調査件数に対して、提案された年間処理可能件数が妥当であるか。 | 15 |
| 提案内容に対する、見積金額の妥当性 | ・提案内容に対して、見積金額（定額部分、調査費用（市内・市外））が妥当な金額となっているか。 | 10 |

⑵　最低基準点

　満点の６割を最低基準点と定め、これに満たない場合は委託候補者としない。

⑶　意向申出者が１者の場合

意向申出者が１者であっても、最低評価基準点（総合得点の６割）を超えた場合は契約候補者として選定する。

10　資格喪失

意向申出者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、下記のいずれかに該当するときは、最終審査の対象としない、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

　⑴　参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。

　⑵　提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

　⑶　不正な利益を図る目的で図る目的で実施委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

　⑷　その他、札幌市が不適切と判断した場合

11　参加資格についての苦情の申立て

　　上記８-⑴において参加資格を満たさない旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により苦情の申立てを行うことができる。

12　評価についての疑義申立て

企画提案者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して３日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により疑義の申立てを行うことができる。

13　留意事項

⑴　提出された企画提案書等は返却しない。

⑵　企画提案に係る一切の経費は企画提案者の負担とする。

⑶　提出期限後の資料の内容変更及び追加は認めない。

⑷　委託費の支払いについては、四半期に１回ごとに支払うことを原則とするが、契約内容の協議と併せて決定することとする。

⑸　契約内容の協議の際に、４－⑻で提案があった、「各月ごとにおける、認定調査の標準的な処理可能件数」を基に、各月における、最低調査件数を設定することとする。一定の期間にわたって、認定調査票等の提出までにかかる標準処理日数内に、企画提案者の責により、最低調査件数分の認定調査票等の提出ができなかった場合は、契約を解除する場合等があるので、留意すること。

⑹　書類の著作権は提出者に帰属するが、市が本件の選定の公表用に必要な

場合には、市は書類の著作権を無償で使用することができる。

⑺　提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41

号）の定めるところにより、公開される場合がある。

14　問い合わせ先

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目　市役所本庁舎３階南側

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課給付管理係　担当：出張（デハリ）

電話：011-211-2938　FAX：011-218-5181

電子メールアドレス：[sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp](mailto:sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp)